

	児童自立支援施設 希望が丘学園	児童心理治療施設 さくらの森学園
対象	【児童福祉法第44条】 <ul style="list-style-type: none"> 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童 	【児童福祉法第43条の2】 <ul style="list-style-type: none"> 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童
子どもの状態像	<ul style="list-style-type: none"> 暴言や暴力が顕著に見られる 家出や自家金持ち出し、万引きなどのぐ犯、触法行為がある 性的問題行動（加害）がある 	<ul style="list-style-type: none"> 暴言ゲーム等への依存により生活リズムが乱れ、不登校に至っている 所属感のなさや、言語による感情の表現が難しく、自傷等が見られる 精神不調が顕著に見られる
<div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px;"> 両施設ともに、子どもの状態像の背景には、被虐待の経験や家庭環境等の影響、発達特性に対する適切な支援を受けていないことなどが考えられる。 </div>		
措置の判断	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 	
施設の特徴	【支援の基本】 <ul style="list-style-type: none"> 分かりやすく規則正しい日課等の「枠のある生活」を通じた基本的生活習慣の定着 大人と子ども、子ども同士が共同生活を通じて育ち合う 福祉・教育・医療が連携して子どもの養育を行う ステージ制支援による課題達成や再非行の防止 【R4年度の主な職員配置】 <ul style="list-style-type: none"> 児童自立支援専門員 児童生活支援 家庭支援専門相談員（1名） 心理療法担当職員（1名） 全児童への心理教育 心理療法が必要な児童への心理面接 【医療機関との連携】 <ul style="list-style-type: none"> 定期または随時のカンファレンスによる生活支援等への助言指導 	【支援の基本】 <ul style="list-style-type: none"> 施設全体が治療の場（①生活指導、②医療・心理治療、③学校教育、④家族の治療教育、⑤関係機関との連携協力が治療の柱（総合環境療法）） 治療契約（入所時や入所中に課題や目標、支援方針を視覚化し、子どもや保護者と共有する） 【R4年度の主な職員配置】 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 保育士 心理療法担当職員（4名） 児童1名に対し2名の担当者制（セラピー担当・ふりかえり担当） 看護師（1名） （受診同行や服薬指導、性教育等） 家庭支援専門相談員（1名） （親子交流支援や家庭調整等） 自立支援担当職員（1名） （退所後のアフターケア等） 【医療機関との連携】 <ul style="list-style-type: none"> 定期的なカンファレンスやセラピーに関する助言指導

希望が丘学園とさくらの森学園との連携について

【取組】

- 心理療法担当職員間における合同の勉強会
- 指導員間における意見交換会

【方向性】

- 各職員の支援スキルの向上を図り、それぞれの子どもに応じた支援の実施につなげる
- 組織として、共通認識をもって支援に取り組む体制の構築や、関係機関との連携の仕方など、両施設の強みを共有し、体制づくりへ反映させる

■ 相談受理から援助方針決定の流れ

